

西欧から東欧への私法の継受：ブルガリアでの経験

ゲルハルト, リース
エアランゲン・ニュルンベルク大学法学部教授

松下, 英樹
エアランゲン・ニュルンベルク大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2053>

出版情報：法政研究. 63 (1), pp.269-285, 1996-07-21. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

西欧から東欧への私法の継受

——ブルガリアでの経験——

ゲルハルト・リース

松下英樹訳

- I 序文 継受の類型
- II 組織における私の仕事の位置
- III 作業プログラムの確定
- IV 私が自ら関与した法領域における助言の問題
- V 専門家による助言の調整
- VI 世界銀行及び国際通貨基金の影響
- VII 不動産登記法における助言からの経験

I 序文 継受の類型

東欧ブロックの崩壊は、多種多様な政治的経済的变化と並んで、すべての法分野において激しい継受の動きを引き起こした。全体主義的国家システムと計画経済システムの廃棄に向けた努力において、以前の東欧ブロック諸国はかなりの程度、民主主義および市場経済によって支えられた産業国家の法律を模範にしている。

この大量の法の移転は法の歴史の中ではとりわけ目新しいことではない。我々はすでに成文法の歴史の初期段階で外国法の継受を経験している。例えば、紀元前二〇〇〇年には、メソポタミアにおいてセム系のバビロニア人はかなりの程度シュメール法を用いていた。また、中国法は以前の日本で受け入れられていたし、中世末期の中部ヨーロッパではローマ法の継受が行われていた。この種の継受は、政治や経済の向上に努めている国がより古い、部分的には没落しつつある文化の発達した法を引き受けるというところで共通している。これらの継受は、その発生原因にしたがって分類した場合、時間的あるいは空間的差異にも関わらず、同じカテゴリーに属することになるのである。

長い伝統を有する国家は政治経済的な変革あるいは崩壊を通じて必然的に法秩序の根本的な改革を迫られる。これが継受の第二類型である。過去の例として、私は一九世紀末の封建時代が終焉を迎えた後の日本におけるフランス法とドイツ法の継受、オスマントルコ以降のトルコにおけるスイス法の継受、そして五〇〇年にわたるトルコの支配から解放されたバルカン諸国における様々な西洋法の継受を挙げることができる。これらの事例においては、確固たる伝統的な法秩序は放棄された。なぜなら、政治、文化、あるいは経済の新しいうねりがこれを放棄することを必要と

したからである。

以前の東欧プロック諸国における西洋法の受容は、この継受の第二類型に属する。（自由主義に）転換するまで、そこには社会主義的・共産主義的思考を貫徹した多くの法規範が存在していた。もともと、マルクス、エンゲルス、レーニンの政治的・歴史的ドクトリンによると、法は社会の物質的基礎上のいわゆる「上部構造」の一部として共産主義の発展によって消滅すべきものである。しかしながら、スターリンの下でこのドクトリンは——よく知られているように——すでに後退しており、現在では、これらの諸国は、すべての生活領域を細かに規制しているという点では、西側の法システムに劣らない法秩序を有している。

II 組織における私の仕事の位置

一九九二年五月から一九九四年四月まで、私はソフィアでブルガリア法の改正に従事した。ブルガリア政府は一九九一年に、世界銀行の補助金を得た他の改革の努力と並行して法システムの改革にも着手するという世界銀行の提案を受け入れた。そこで、国際的な公募によって、私法と経済法の分野についてブルガリア政府に助言をする顧問チームが求められ、それにはアメリカや西欧諸国から約四〇名の様々な専門分野にわたる法律家チームを紹介することのできたハーバード大学が選ばれた。このプログラムでは、この作業の調整のため、プログラムのすべての期間中ソフィアに駐在する一人の法律家を予定していた。ハーバードは私に、このソフィアでの「駐在法律顧問」を引き受け

ることを要請した。なぜなら、私は偶然にも次の三つの要件を満たしていたからである。

- 一、西側国の法学者であること
- 二、ブルガリア語が話せること
- 三、ブルガリア人ではないこと

このプログラムがアメリカの大学であるハーバードに委ねられたにも関わらず、ブルガリア側は私がヨーロッパ大陸法圏から来たドイツ人であることを明らかに歓迎していた。ブルガリア人が最初から大陸法、その中でもとりわけドイツ法を指向していたことは明らかであった。なぜなら、ドイツ法は一九世紀半ばのトルコによる支配の終了から一九四四年の共産主義革命までの間、ブルガリア商法及び民事訴訟法に決定的な影響を与えていたからである。また、このことは次の具体的事実からも明らかである。すなわち、私が二年間ソフィアで共同で作業したブルガリアの内閣法制局は法律助言者の選択権を有していたが、この内閣法制局が助言を得ていたのはアメリカ人ではなく、ドイツ人、フランス人、及びベルギー人の専門家に限られていたのである。

私はソフィアにおいて友好的な待遇を受けた。私には政府の建物の中にあらゆる通信手段を備えた快適な執務室が与えられた。この待遇は私にこれからの職務に対する勇気を与えてくれた。これからの作業がどうなるのかは誰も予想がつかなかった。なぜならこの作業はまさにパイオニア的なものであったからである。ハーバード大学は世界銀行によるプログラムを通じて、ブルガリアにおけると同様、ラオスでも助言の経験を有していた。しかし、ラオスの状況は明らかにブルガリアとは異なっていたため、ハーバード大学のラオスでの経験はほとんど役に立たなかった。私は一度、ラオスのプログラムでの経験をブルガリアの法制局で述べるといふ過ちを犯した。そのときの経験から、ブ

ルガリア人はラオスと比較されることを望んでいないということが明らかになったため、私は専ら自らの直感に基づいて道を切り開いていかなければならなかった。

III 作業プログラムの確定

私の最初の活動は、助言することに意義のある、また、それが望ましい立法分野を探し出すことであつた。ある人は、「市場経済の達成にとつては現行法のどの分野でも不十分なのだから、そんなことは大して難しくない」と言うかもしれない。しかし、それは大きな誤りである！ 内閣法制局長官、あるいは司法大臣とその二人の次官、そして経済立法担当の副首相の多大なる努力にも関わらず、私が实际的な作業プログラムをまとめ上げるまでにはおよそ五ヶ月もの月日を要したのである。

我々のプログラムが提案した多くのテーマから一定の立法分野を選択することが困難であつたことについては様々な要因が存在した。

まず第一に、世界銀行が重要であるとみなしているテーマは古い計画経済思想にとつてなじみのないものであつたため、それを提示する際には手間のかかる基礎的な説明が必要であつた。例えば、世界銀行、ハーバード、そして西側の顧問は、国家から私企業への事業の発注を規律する法（公共事業法）は私有化に転換した国にとって不可欠であると考へていた。よつて、私は自らの仕事の引受後すぐ、世界銀行とハーバードの代表者と共に、この国の財政に

とって最も重要な法分野についての話を親身に聞いてもらえると信じて大蔵大臣のもとへ出向き、約三〇分間をこの公共事業法の問題に費やした。大蔵大臣は何も言わずじつと説明に聞き入っていた。そして、彼のした最初でほとんど唯一のコメントは、説明は全く分からないということをお我々に伝えるためのものであった。我々はこの彼の無理解を言葉のせいとは考ええなかったため、それを聞いて啞然とした。この無理解の原因は、政治及び経済的背景が未だ存在しないところでは、ある法律素材の初歩的な説明ですら三〇分では到底足りないということにあった。我々のフラストレーションは次のことによつてさらに強められた。すなわち、大蔵大臣は我々に、外国人がブルガリアのために法律を起草することは一般的には全く不可能だと思ふと率直に伝えてきたのである。

テーマの選択が難航したことのもう一つの原因は、一九九二年のブルガリアでは（現在も恐らくそうであろうが）、今のような立法作業が進んでいるのかについての中央の情報が入手できないということにあった。このことは各省のエゴイズム（これは我々の間ではよく知られていた）と並んで、ブルガリアでは立法の発案権が——内閣、つまり政府と並んで——個々のすべての議員に帰属しているということと関連していた。また、議会における立法作業は多くの場合国家機密類似のものとされていた。

したがって、我々のプログラムの課題は、立法作業に関する情報を収集し、それを法制局へ提出することであった。もっとも、我々はこの課題について最初からはつきりと認識していたわけではなく、この課題に気付いたのは、証券取引法及び証券取引所法に関するプロジェクトに際してであった。我々は、この証券取引法及び証券取引所法についての状況を把握するため、内閣で経済立法についての管轄権を有する副首相に、つまり本来我々の質問の最も適切な

名宛人であるはずの者に、証券取引法及び証券取引所法の立法作業はすでに存在しているかどうかを問い合わせたが、そのような作業はないときっぱりと否定された。しかし、ソフィアにおける二大証券取引所の所長の一人とのインタビューの際に、我々は、議会の経済委員会の議長を務めるある議員がこれに関する法律草案を依頼しており、この草案は一ヶ月半のうちには姿を現すであろうことを知った。我々は用心深くなり、他の官庁にも問い合わせを行った。そして我々は、結局大蔵省から、大蔵省内部に同じくこの種の立法を手がける作業グループが設置されていることを知った。誰一人として他人の事情に通じている者はいなかった。この件について最もよく知っているのは我々であった。

最後に、不安定な政治状況も当初は我々の作業の障害となった。すでに述べたように、我々のプログラムは内閣法制局との共同作業であったが、法制局長は民主連合政府成立前においてもその地位にあり、その専門知識のゆえに、この改革政府によっても解任されなかった。彼の上司である前述の副首相は、法制局長の政治的経歴ゆえに、彼とはよい関係にあるとはいえず、次のようなばかげた結果が生じることとなった。すなわち、時折、私は法制局長からの願望を直接副首相に取り次いでくれるよう頼まれたのである。このような状況が迅速な作業を妨害していることは明らかであった。

約五ヶ月間にわたる多大なる苦勞によって一つのプログラムをまとめ上げた後、個々の計画にしたがって作業が開始された。この計画は、ブルガリア側の準備状況はどうか、助言をするのに私の知識で十分か、あるいは我々のプログラムから専門家が関与しなければならぬかなどによって様々に構成された。

IV 私が自ら関与した法領域における助言の問題

私が一人で作業した法領域は、物権法と不動産登記法の改正及び新破産法の作成である。

物権法の改革については、すでに司法省の草案が存在し、私はこれについて専門家としての意見を述べなければならなかった。その際、私はこの草案の大部分が一九〇四年の物権法の復活に他ならないことに気づいた。しかもその今世紀初頭の言葉遣いはほとんど現代化されていなかったのである。草案において、この古い法律は共産主義革命以後の立法の一部と組み合わせられていたが、この共産主義革命以後の立法は政治的に中立であり、改革論者にも受け入れられるように思えた。しかし、このような編集方法が多く内部矛盾をもたらしことは明らかである。というのも、この状況はユステイニアースの立法の際の状況とある程度似通っているのである。つまり、ユステイニアースの立法の際にも古い法文を現代化したのが、そのために法体系全体に矛盾が生じてしまったのである。

この物権法草案に対するコメントにおいて、私は失礼とは思ったが、そのような矛盾を指摘し、そのうえこの草案の内容上の幾つかの欠陥、とりわけ不動産権の取得の際に善意取得が認められていないことを指摘した。私は、この批判について草案起草者と一つ一つ検討することができると信じ、比較的長期にわたるであろう会議の準備を行った。しかしこの議論は長くは続かなかつた。私はその書面によるコメントの中で礼儀に反しないよう出来る限りのことを試みたにも関わらず、草案の起草者は、私の草案に対するコメントは彼女にとって妨害以外の何ものでもない私に

非常に明確に伝えてきたのである。彼女は明らかに私がこの草案に賛成することのみを期待し、修正提案はすべて彼女に対する人格的非難であると解釈した。いずれにせよ、すでにこの議論から二年以上が経過しているにも関わらず、現在でもこの法律草案は未だに議会を通過していない。

破産法及び和議法に関しても他の法プロジェクトと類似の状況にあり、私が作業を始める時にはすでにかなり進んだ草案が出来上がっていた。法制局のメンバーは私に、早急に出来るだけ短くかつ肯定的なコメントを書くことを非常に率直に要求した。これは法制局の作業について政府に出来るだけ好印象を与えるためであった。私はこれらの草案についても完全に賛成するにはほど遠い状態にあったため、自らの信念と社会的協調性の間の非常に危険な綱渡りを演じなければならなかった。私は物権法についての教訓から、あまりにも直接的な批判は非生産的であることを学んだ。したがって、私は草案の肯定的な側面を前面に押し出し、批判的な観点はむしろ背後に隠すようにした。すると、このことは次のような非常に好都合な結果を導いた。すなわち、私はこの領域について更に意見を求められるようになり、苦勞して少なくとも若干の意見については法律に反映させることができたのである。

助言のスタイルはとりわけ困難な問題であったが、それは助言の効力に決定的な影響を及ぼした。この問題が重要であったのは一部には次のことによる。すなわち、西側の法システムはブルガリアの大部分の法律家にとって未知のものであり、その叙述の際には基礎的な説明を行わなければならなかったのである。共産主義の文教政策はあらゆる種類の西側の思想、とりわけ社会科学の領域における西側の思想から国の知識階級を遠ざけることを狙っていた。ソフィア大学法学部の文献目録を見ても、この状況は明らかである。すなわち、絶え間なく並ぶ本の名前はソヴィエト

の著者のものであって、西側諸国の文献は實際上存在しなかった。しかし他方、ブルガリアの法学者の知性と、社会主義法システムに関する知識は概して高い水準にある。

したがって、西側の思想を伝えるためには非常な繊細さが要求された。つまり、ブルガリアの関係者に教師ぶって振る舞っていると感じさせないように伝えなければならなかったのである。様々な方面から私は西側の助言者に関する批判を耳にした。というのも、ブルガリア人はほんの少し前に椰子の木からおりてきたかのように助言者から扱われていると感じていたのである。ブルガリアでは、西側から来た人々の高慢な態度はドイツの新しい州（ドイツ統一後に編制された旧東ドイツの五州——訳者注）における場合と同じくらい敏感に受け取られている。

V 専門家による助言の調整

先に述べたように、私は、私個人の直接の助言活動と並んで、ハーバードの専門家チームの助言を調整しなければならなかった。これは証券取引法及び証券取引所法、そして公共事業法の他に、公証人職の民営化に関する法律にも関係していた。この公証人職の民営化に関する法律のためには、バイエルン司法省及びバイエルン州公証人会も尽力してくれた。

この作業の際には、私個人が直接に助言するときよりも問題はさらに厄介であった。というのは、私はここでは西

側の法をブルガリア人に伝えるだけではなくて、西側の専門家にブルガリアの状況を伝えなければならなかったが、私はこの領域については、あるとしても非常に表面的な知識しか有していなかったのである。

あらゆる場合において、助言活動の外形上の過程は基本的には同一であった。すなわち、助言者らはまず、政府の状況と要求を確認するために数日間ソフィアを訪れ、次に彼らは法律草案を英語あるいはドイツ語で提出し、私はそれを政府に仲介しなければならなかった。その場合問題になるのはとりわけ言葉の問題であった。というのは、しばしば西側の法概念はブルガリア語にはおおよそ適合する言葉としてすら存在しなかったのである。翻訳された草案は検討のために様々な省庁へ送られ、私はその回答からレジュメを作成し、専門家へ転送した。彼らはこの回答の草案への受け入れについて議論をするためにもう一度ソフィアを訪れ、次にこの議論に基づいて修正草案が作成された。そしてこの修正草案がブルガリアの専門家による作業グループに最終草案の基礎として利用された。

我々の諸草案に対する反応は非常に様々であった。証券取引法及び証券取引所法については非常に批判的なコメントが出されたが、公共事業法については簡潔で非常に肯定的な意見が提出されただけであった。その際、次のことは明白であった。すなわち、満場一致の肯定意見は、この草案が不十分にしか理解されていないことにのみ基づくということである。このことは特に意外なことではなかった。なぜなら、この規範がブルガリア人にとって非常に複雑であったためである。我々の専門家はかなりの程度、公共事業法に関する UNCITRAL のモデル法案を拠り所としていた。しかしこのモデル法案は、公共事業法をすでに知っている国にとっては恐らく立法の改革に際して有用な出発点となりうるが、国家経済が浸透していたという背景事情を有する国にとってはあまりに複雑すぎ、結局のところそ

のような国には全く適合しないものであった。したがって、この法律草案が最終的に成立しなかったことも驚くべきことではない。これに対して証券取引法及び証券取引所法の場合には、我々の草案はブルガリア人にも理解可能なものであった。なぜなら、この規定は公共事業法より遙かに単純に作成されていたし、このテーマは実際、公共事業法とは異なり、ブルガリア人にとって焦眉の急であったからである。

我々の証券取引法草案及び証券取引所法草案に対する批判は、主として証券取引に対して国家が為すべき監督に関するものであった。我々は、証券取引所の設立を新しく創設される証券取引所監督局及び証券監督局の裁量に任せざるべきであると提案した。この草案はソフィアの二大証券取引所（ブルガリアにはすでにおよそ一五の証券取引所があるが、その評判は様々である）の所長の一人によって、たった今獲得した国家による経済統制からの自由と著しく矛盾するものであるとみなされた。この取引所所長はさらに新聞紙上に次のような表題を備えた意見を掲載した。「ドイツの草案がブルガリア共産党の中央委員会を復活させる」

それにも関わらず、以前の東欧ブロックにおける証券スキャンダルによって、多くの民衆が提案された監督の必要性を認め、これによってこの取引所の所長の批判はその力を失うこととなった。

VI 世界銀行及び国際通貨基金の影響

助言の効果にとって非常に重要だったのは、国際的な出資者が個々の法律の議決をどの程度の強さで要求している

かということであった。我々のプロジェクトの主役は、我々の助言プログラムにも出資している世界銀行と国際通貨基金であった。この二つの出資者は、新しい融資の承認を一定の法律の施行にかからしめることによって、多大な圧力をかけた。そのため、その資金援助に緊急に頼らざるをえない人々は、法律の質に対して責任があると考えより法律をできるだけ早く公布するよう強制されていると考えた。急ぐことを強要されたということは、先日施行された破産法を単に外面的に見るだけで明らかであった。すなわち、この破産法は——共産主義の支配以前のブルガリア法にしたがって——商法の第四編に規定される予定であったところ、これまで、新ブルガリア商法典は第一編(総則)及び第二編(商人の種類)については施行されていたが、商行為法を含む第三編についてはまだ施行されていない。しかし他方で、第四編の破産法は、今年の八月から施行されるのである。技術的には、このことは、第三編のために二八五条から六〇六条までを空白のまま残し、破産法を六〇七条から始めることによって解決された。このような奇妙な過程は次のことによつてのみ説明されうる。すなわち、国際通貨基金は、ブルガリアのさらなる融資の要求に対して、破産法の施行を要件としたのに対し、商行為法については、国際通貨基金はそれほど関心を示さなかったのである。

世界銀行は私有化法についても同様の方策をとった。私は私有化法のための命令を作成する委員会の助言者であったが、委員会が世界銀行から全く非バルカン的な活動性を強要されたこと、そして最終的にはすべての規定を作成したことを共に体験した。これは一九九二年の夏のことであった。この規範が完全な法的基盤を有しているにも関わらず、ブルガリアの私有化が現在までほとんど進展していないのは、もちろんこのこととは別次元の問題である。

立法に対する外国の干渉は良い面もあれば悪い面もある。一方で、このような圧力はその国にとって疑いなく、改革のプロセスを全体として幾分速めるといふ利益をもたらす。他方、西側諸国はそうすることで疑いなく好ましくないパートナーになってしまう。なぜなら、西側諸国はこのようなやり方で後見を行っていることになり、それはその国の一般的な苦境をさらに耐えられないものにしてしまうからである。ロシアにおいて一般的に見られるような急進的な国家主義的運動は、ブルガリアにおいても存在している。私はこのような運動を認めることはできないが、東側の視点で西側の態度を観察した場合、このような運動は十分に理解できるのである。

VII 不動産登記法における助言からの経験

最後に、簡単にはあるが不動産登記法の分野に関して私がブルガリア司法省に対して行った助言について報告したい。これは、私がドイツへ戻った後も継続して携わっている分野である。

貧弱な不動産登記システムを改革することは、最初に民主的に選ばれたブルガリア政府の時から懸案であった。ここでは、現在の（フランスに由来する）人中心のシステムを物中心のシステムに作り直すという考え、つまり所有者を基準に登記するのではなく、土地を基準に登記するという考えが採用された。また、依然として国家公務員として任務を遂行している公証人の職務から登記を外し、それを公証人の職務とは区別された登記官の職務へと移すつもりである。

これに対応した法律草案の作成は、司法省の指揮の下、司法省、農業省、大蔵省、地域計画省の代表者に加えて、裁判官及び公証人の代表者が参加する作業グループによって行われた。新しく創設される不動産登記所の構成に関する作業グループ内の議論において、私は、政治的な観点、あるいは継続性の観点から、不動産登記所は、ドイツの例に倣って、裁判所に帰属させるべきであると繰り返し主張した。私の意見では、これによって、政治的な偏見なく不動産を扱う最善の保証が与えられることになるし、現在公証人は裁判所の構成員であるが、少なくともその一部を不動産登記所へ移し、その専門知識を利用できると思われるからである。

私の提案は司法省、農業省、大蔵省、及び公証人の代表者から支持を得た。しかしながら断固とした反対意見が裁判官の代表（彼はソフィア郊外のある地方裁判所の所長である）と地域計画省の代表から出された。

この裁判所所長は、不動産登記所は市町村に帰属させるべきであると主張した。これは次の二つの理由による。その第一の理由は、彼は最近、公式にスイスに招待されたが、そこで彼は市町村に帰属した不動産登記簿から強烈な印象を受けたということである。ここで私は、非常に主観的かつ個人的な経験が重大な決定に影響を及ぼさうということに非常に明確に知るに至った。

第二に、この裁判所所長は私に向かって以下のことを率直に述べた。すなわち、彼のような年齢になると（彼は恩給付き退職までまだ約七、八年あった）不動産登記所の整備に関する苦労を彼の裁判所で引き受けるほどの意欲が湧かないということである。

これに対して地域計画省による反対意見はよりまともな性質のものであった。地域計画省はブルガリアの土地台帳制度を司っているが、不動産登記簿を土地台帳の一部として取り扱えば、データが一カ所に蓄積され、コストが節約でき、矛盾する登記の危険もなくなるといったメリットがあると主張した。これらの論拠に基づいて、地域計画省は不動産登記所を自らの管轄に帰属させることを非常に強く要求した。土地台帳と不動産登記簿を分けるというシステムは多くの西側諸国で全く問題なく機能しているという私の主張は、地域計画省には全く顧慮されなかった。長い間、私は彼らの考えを理解できなかったが、しかし、ついに私は以下のような本当の理由を知るに至った。すなわち、地域計画省は、登記手数料を自らの一般予算の収入として期待していたうえ、さらに、西側の国が近代的な登記所の創設のために用意した莫大な資金を受け取り、支出できると期待——これは十分に根拠のある期待である——していたのである。

しかし我々の作業グループは結局、多数決で（裁判所所長及び地域計画省に反して）不動産登記所は裁判所に付属して創設されることも含めて、新しい不動産登記法の原則をまとめた案文を決議した。地域計画大臣の強い影響力を考慮すると、この案文が閣議で承認を得るチャンスは全くないように思えたが、この案文は承認を得るため、閣議に提出された。

驚くべきことに、この案文は満場一致で承認された。私はこの報告を聞いて、確固とした基礎に基づいてブルガリアの不動産登記法を起草できる可能性が開けたと考え、心から喜んだが、それも次のことを知るまでの間のことであつた。すなわち、この意外な決定は次のような状況の下で行われたのである。地域計画大臣及び彼の二人の次官は

様々な理由によって閣僚会議へ出席できなかったのであり、彼らの代わりにこの会議への出席を委託された地域計画省の幹部はこの案文を否決する権限を有していなかったのである。現在では、私は地域計画省から、未だ何も決定されておらず、一九九四年一二月の選挙で選出された新しい地域計画大臣は、望みさえすれば、この閣議決定を確実に覆すことができるということを知らされている。

以上のようなことから、ブルガリアの国家権力は簡単に私の全ての助言活動を紙屑同然にすることができるといふ気持で、私は不動産登記法を起草した。この気持は、ブルガリアに対する私の全ての作業の間付きまっていたし、今でも付きまっている。しかし、一部の大臣は全体主義時代にすでに大臣であった人であるというようなブルガリアの新しい政治状況にもかかわらず、このことが未だ現実になっていないということは幸運である。ただ、たとえばそれが現実になったとしても、私は、以前の社会主義国でほぼ半世紀にわたって人為的に生み出された情報不足を法の分野で少しでも是正することに寄与できた限りにおいて、自らの仕事はその目的を達したということができると信じている。法の継受は必然的に長い経過をたどり、その過程にはすべての面で忍耐が要求される。我々はこのことを法の歴史から知っており、そして現在、このことが感銘深く実証されていることを知るのである。

〔付記〕

本稿は、ドイツのエアランゲン・ニュルンベルク大学法学部教授であるゲルハルト・リース (Gerhard Ries) 教授が、本年 (一九九六年) 三月二六日に九州大学において講演された際の原稿の翻訳である。リース教授のご厚意により、翻訳の許諾を得て、本誌に掲載することとなった。

快く翻訳を許諾してくださったリース教授に心から感謝の意を表したい。